

京都市国民健康保険一部負担金の減免、徴収猶予の取扱いについて（依命通達）

（目的）

第1条 この取扱いは、京都市国民健康保険条例第5条、京都市国民健康保険規則（以下「規則」という。）第6条及び第7条に規定する一部負担金の減免及び徴収猶予の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（申請の種類）

第2条 この取扱いにおいて、次の各号に掲げる申請の種類は、当該各号に定めるところによる。

- （1）新規申請 申請日現在、減額、免除及び徴収猶予をしていない傷病についての申請で、第5号の継続申請に該当しないもの。ただし、過去に同一傷病で承認し、いったん治癒したが、その後再発した傷病についての申請は含む。
- （2）追加申請 減免期間中の別の傷病についての申請及び同一世帯内の他の被保険者についての申請
- （3）延長申請 減免期間の延長についての申請
- （4）転医申請 減免期間中の医療機関の変更についての申請
- （5）継続申請 過去に同一傷病で承認したが、申請日現在も治癒していない傷病に対する申請

（申請及び受理）

第3条 京都市国民健康保険条例第5条の規定により、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けようとする世帯主は、規則第6条に規定する申請書（以下「申請書」という。）にその理由を証明する書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、必要事項が記入されていることを確認し、受理するものとする。

（申請者）

第4条 申請は世帯主が行わなければならないが、世帯主以外の被保険者又は世帯主から委任を受けた代理人が申請する場合は、必要に応じて当該世帯主に事実確認を行うものとする。

（必要書類）

第5条 第3条に規定する「その理由を証明する書類」とは、収入申告書、給与証明書、罹災証明書、破産証明書、雇用保険受給資格者証、資産申告書、一部負担金に係る意見書、その他申請理由を証明する書類及びその他支払困難なことを証明する書類等をいう。

- 2 前項に規定する「一部負担金に係る意見書」は、保険医療機関が作成するものであり、原則治療を受ける診療科ごとに提出を受けるものとする。
- 3 第1項に規定する「その他申請理由を証明する書類」及び「その他支払困難なことを証明する書類」とは、不渡手形、示談書、裁判判決謄本、交通事故証明書、帳簿、伝票及び預金通帳等で申請理由又は支払困難なことが確認できる書類等をいう。

(必要書類の提出期限)

第6条 申請書に必要書類の添付がない場合は、受理の日から14日以内の日を限って提出を求め、指定期日までに提出されない場合は、申請を却下するものとする。

(通知)

第7条 区長は、申請を受理した場合は、速やかに承認、不承認及び却下の決定を行い、一部負担金減額・免除・徴収猶予決定通知書（以下「決定通知書」という。）により、その旨を世帯主に通知しなければならない。ただし、不承認及び却下の場合は、その理由を決定通知書に詳細に記入しなければならない。

(証明)

第8条 区長は、前条の規定により、承認の決定を行った場合は、一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書を世帯主に交付しなければならない。

(実態調査)

第9条 区長は、必要があると認めるときは、国民健康保険法第113条（文書の提出等）の規定に基づき、世帯主に文書その他の物件の提出又は提示を求め、実情を調査し、申請内容の確認を行うものとする。

(却下)

第10条 次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を却下するものとする。

- (1) 当該被保険者が非協力的であって事実の確認が困難である場合
- (2) 申請を受理した後、指定した期日までに必要書類の提出がされなかった場合
- (3) 交通事故等第三者傷害に伴う傷病に関する申請の場合。ただし、支払うべき一部負担金が発生することが確定した場合はこの限りでない。
- (4) すでに保険医療機関に対して、一部負担金を全額支払っている場合

(収入の認定)

第11条 収入の認定は、次の取扱いとする。

- (1) 原則申請者の属する世帯の国民健康保険の世帯主及び被保険者を対象とし、収入申

- (2) 平均収入が減額及び免除の基準額を超えていて、かつ、徴収猶予を行うと認められない場合
- (3) 3箇月以内に治癒することが確認できない場合
- (4) 受理の日において、京都市国民健康保険条例第16条第1項及び同条第3項に規定する納期を経過した未納保険料がある場合
- (5) 受理の日の属する月を含む過去1年間において、同一世帯について承認している月が6箇月以上の場合。ただし、承認開始日が20日以降で承認終了日が承認開始日の属する月の翌月以降となる場合は、承認開始日の属する月は承認している月に含まないものとする。

(不承認の特例)

第16条の2 前条第1号ないし第4号に規定する不承認理由について、次の各号のいずれにも該当する申請の場合には、不承認理由に該当しないものとする。

- (1) 入院療養の場合
- (2) 世帯の平均収入と生活保護法に基づく生活保護基準額を比較し、平均収入が生活保護基準額以下の場合

(治癒見込期間)

第17条 治癒見込期間は、一部負担金に係る意見書により、確認するものとする。

(承認開始日)

第18条 承認開始日は原則、受理の日からとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、新規申請及び追加申請の場合は、受理の日から14日間を限度として遡って承認することができる。
- 3 世帯主の緊急入院、災害、これに類する場合で、真にやむを得ず申請が遅れたと認められるものについては、前2項の期間を超えて遡って承認することができる。

(減額及び免除における承認期間)

第19条 減額及び免除における承認期間は、承認開始日から申請の対象となる傷病の治癒見込期間の範囲とする。ただし、第16条の2の各号のいずれにも該当する申請の場合において、3箇月以上の治療が必要と認められるときは、次項に定める期間の範囲で承認することとする。

- 2 承認終了日は、原則月末とし、承認開始日から起算して2箇月を経過した日の属する月の月末を超えることはできない。ただし、承認開始日が20日から末日の場合は、前項の期間を超えて、承認開始日から起算して3箇月を経過した日の属する月の月末まで承認することができる。

なお、承認期間が短期間等月末まで認めるに足りない場合は、この限りではない。

3 一部負担金をすでに支払っている期間は、承認期間から除くものとする。

(徴収猶予における承認終了日)

第20条 徴収猶予における承認終了日は、原則月末とし、承認開始日から起算して5箇月を経過した日の属する月の月末を超えることはできない。ただし、承認開始日が20日から末日の場合は、承認開始日から起算して6箇月を経過した日の属する月の月末まで承認することができる。

(延長申請)

第21条 延長申請は、一部負担金に係る意見書により、3箇月以内に治癒することが明らかで、真にやむを得ないと認めるものに限り、承認終了日から起算して3箇月を経過した日の属する月の月末を限度として承認することができる。

(追加申請の承認期間)

第22条 追加申請の承認期間はすでに承認されている承認期間を超えることはできない。

(転医申請の承認期間)

第23条 転医申請の承認期間はすでに承認されている承認期間を超えることはできない。

(減免対象者の区間(内)移動)

第24条 減免期間中に区間及び区内移動を行い、被保険者証記号番号が変更した場合においても、再申請を必要としない。ただし、保険医療機関には、変更後の被保険者証の記号番号においても引き続き減額、免除及び徴収猶予を行う旨通知しなければならない。

(証明書の発行)

第25条 一部負担金減額・免除・徴収猶予証明書の発行は、原則申請書1枚につき1通発行するものとする。ただし、医薬分離の措置を採っている場合等は、実情を調査のうえ2枚発行することができる。

(減免の取消)

第26条 偽りの申請その他不正の行為により、一部負担金の減免又は徴収猶予を受けた者があるときは、規則第7条の規定に基づき当該一部負担金の減免又は徴収猶予を取り消し、当該取消しの日の前日までの間に減免又は徴収猶予によりその支払を免れた額を一時に徴収しなければならない。

2 減免の理由が消滅した場合は、その理由消滅の日をもって減免を取り消さなければな

らない。

- 3 第1項の規定により取消をしたときは、世帯主及び保険医療機関に対して、その旨を通知しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成19年8月1日から施行する。

附 則

この取扱いは、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年8月1日から平成26年3月31日までの間における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」とあるのは、「平成25年5月16日厚生労働省告示第174号による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成26年4月1日から施行する。

(生活保護基準額)

- 2 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」は、平成26年4月1日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項に掲げる扶助については、当該基準に28分の30を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱いは、平成27年4月1日から施行する。

(生活保護基準額)

- 2 平成27年4月1日以降における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の

規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」は、申請日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に10分の11を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、平成30年10月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 平成30年10月1日以降における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」は、平成30年9月30日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に10分の11を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

この取扱いは、平成31年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、令和元年10月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 令和元年10月1日以降における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」は、申請日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただし、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に870分の990を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱いは、令和2年10月1日から施行する。

(生活保護基準額)

2 令和2年10月1日以降における第11条、第12条、第13条及び第16条の2の規定の適用については、第11条、第12条、第13条及び第16条の2中「生活保護基準額」は、申請日現在に運用されている生活保護法による保護の基準とする。ただ

し、同法第11条第1項第1号から第3号までに掲げる扶助については、当該基準に1000分の1155を乗じた額とする。

附 則

(施行期日)

この取扱いは、令和4年7月1日から施行する。